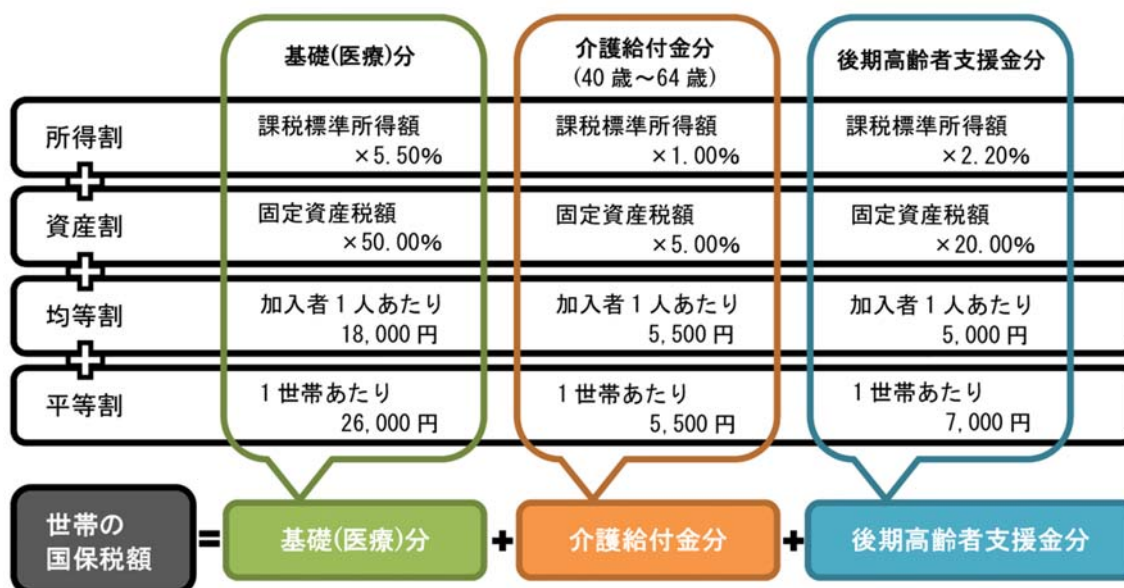


国民健康保険税改正のお知らせ

国民健康保険法施行令の改正に合わせ、日高町においても国民健康保険税(国保税)を改正します。

●国保税の算出方法

国保税は「基礎(医療)分」、「介護給付金分」、「後期高齢者支援金分」の3区分で構成され、各区分の合計が国保税額となっています。これらは、国保制度の加入世帯の合計所得、固定資産税額、加入者数などを基に算出します。



●改正の概要

今回の改正の要点は、「軽減制度の対象者の拡大」です。

○軽減制度の対象者の拡大

国保税額算定の基礎となる世帯の合計所得が一定の基準以下の場合、所得に応じて均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち5割と2割の軽減を判断する基準額を見直し、対象となる範囲を拡大しました。

軽減の割合	基準額	
	改正前	改正後
7割軽減	33万円	33万円(据置き)
5割軽減	33万円 + 26万5千円 × 被保険者数	33万円 + 27万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 48万円 × 被保険者数	33万円 + 49万円 × 被保険者数

●お問い合わせ先

日高町役場 税務課 課税グループ

電話 01456-2-6184

日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ

電話 01457-6-2001

国民健康保険被保険者（70歳以上）の皆様へ

平成29年8月から、高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成29年8月から、70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。

皆さまのご理解をお願いいたします。

高額療養費制度とは

ひと月に支払った医療費が高額になり、決められた上限額を超えた場合に、上限額を超えてお支払いいただいた分を払い戻す制度です。上限額は、個人若しくは世帯の所得に応じて決まっています。

平成29年8月から、70歳以上の方の上限額が下表のように変わります。

70歳以上の方の上限額（月ごと）

平成29年7月まで

平成29年8月から

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役並み	課税所得 145万円以上の方	44,400円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% <多数回44,400円※2>
一般	課税所得 145万円未満の方(※1)	12,000円	44,400円	14,000円 年間上限 144,000円	57,600円 <多数回 44,400円 ※2>
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)		15,000円		15,000円

※1 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。

※2 過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

【お問い合わせ先】

日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561

重度心身障害者医療費助成受給者証 ひとり親家庭等医療費助成受給者証

をお持ちの方へ

平成29年8月から課税世帯に係る医療費自己負担月額上限が変更になります。

将来にわたり制度の安定的な運営を図っていくため、平成29年8月から下記のとおり、課税世帯の医療費自己負担月額上限が変更となります。皆さまのご協力をお願いいたします。

区分	現行（平成29年7月まで）	改正後（平成29年8月から）
課税世帯自己負担額上限 <障課・老課・親課>	○入院 月額44,400円 ○外来 月額12,000円	○入院 月額57,600円（多数該当の場合44,400円） ○外来 月額14,000円（年額上限144,000円）

【お問い合わせ先】

日高町役場 保険年金課 保険医療・介護・年金グループ 電話 01456-2-6561